

は——い、

何年も前から、これが本番で出ると私がいい続けてきたテーマですね。

ポイント

不法行為の被害者本人が死んだ場合、

被害者本人の「痛い」って気持ちを

近親者固有の精神的苦痛による損害賠償とは

別個で相続できるってこと。

加害者へ、ダブルで請求できるってことだ。

被害者本人が、痛いから金くれって言う暇もなく、即死した場合でも、

話は同じだってことだ。

なぜなら、生きてたら、

「痛い、許さない」って言ってたに決まってるから。

つまり、重体でも死亡した場合でも、

被害者本人の気持ちや損害賠償する権利は 同じ扱いだってことだ。

以上から

肢の 1.2.3、5 は解ける。

大事なことは、

「どんな方面で解決図ろうとしてるの？」

その方向性をあなたに覚えてほしいのだ。

4 の肢が答えだが、

本番中に、ハッキリマルバツつけれるはずがない、

そして、こんなのを

覚えてもしようがない、二度と出ないから。

1.2.3.4 はハッキリ分かる、

消去法でしか答えが出ない問題が

本番で出るってことを絶対忘れないこと。